

平成 27 年 4 月より、

るすつ銀河の杜デイサービスセンター がスタートします！！

平成 27 年 4 月発行 第 20 号

喜らめき銀河タイムス

これまで皆様に親しまれてきました「留寿都村老人デイサービスセンター」がこの度、平成 27 年 4 月より社会福祉法人溪仁会が運営することとなりました。これまでに開設してきました、介護老人福祉施設きもべつ喜らめきの郷、地域密着型介護老人福祉施設るすつ銀河の杜と併せて、一体的な運営をして参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通所介護では、自宅まで送迎に伺い「入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話」や「機能訓練」を受けて、日中を施設で快適に過ごします。

また、健康のチェックも行われます。さらに、レクリエーション活動や趣味活動、季節ごとの行事なども行われています。

送迎を含めた、サービス提供は留寿都村全域です。

施設概要

- ・ 設置主体 社会福祉法人 溪仁会
- ・ 名 称 るすつ銀河の杜デイサービスセンター
- ・ 施設面積 敷地面積 4,397.65 m²
延床面積 765.03 m²
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建

お申込み・お問い合わせ

るすつ銀河の杜

デイサービスセンター

〒048-1731

虻田郡留寿都村字留寿都 186 番地 18

T E L (0136) 46-2811

F A X (0136) 46-2822

社会福祉法人溪仁会 経営理念
一 安心・安全
二 信頼・満足
三 地域に貢献



平成27年度介護保険法改正における 利用者負担額に関する改正について

■負担限度額の認定について

負担限度額認定要件について、平成27年8月から次の資産要件が追加されます。(利用者負担段階については下表参照)

配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。

■負担限度額認定要件

利用者負担段階	
第4段階	第1段階～第3段階以外の方(世帯課税)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護受給者

左記の要件のほかに、
配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であることが追加されます。

これまでの、あくまでも世帯の収入、課税状況を負担段階の認定の判断材料としてきましたが、配偶者の課税状況や預貯金等の要件が追加されたことで、施設入居の際に、住所を施設に移すことで、世帯が分離され、非課税になった方などは、負担段階が変更することが考えられます。

簡単なモデルケースを紹介します。

例)

北海道 花子さん(仮名) 86歳は〇町で夫と二人暮らしをしていましたが、自宅で転倒を繰り返し、平成26年××月××日、きもべつ喜らめきの郷へ入居。88歳の夫は、〇〇株式会社に定年まで働いており、現在も市町村民税を支払っている状況、花子さんは月3万円ほどの年金収入のみ。

施設入居時には課税世帯のため、第4段階となっていたが、途中で施設に住所を移したことで、自動的に世帯が分離され、第2段階に負担限度額が下がり、食費、居住費が大幅に減額されていました。

今回の改正により、配偶者の課税状況も要件に入ったことで、平成27年8月以降は、第2段階から第4段階に戻る可能性があり、食費、居住費の減額が受けられなくなりました。

上記のモデルケースでは、課税状況のみを想定しましたが、他にも預貯金等の残高(単身で1,000万円、夫婦で2,000万円)の要件で、減額の対象から外れる方を含めると、当施設においても、今回の改正の影響を受ける方が考えられます。

具体的には、負担限度額を更新する7月末に確定できるものと考えますが、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

次月号では、利用者負担の変更(1割負担と2割負担)についてお伝えする予定です。

きもべつ喜らめきの郷 0136-33-2711 生活相談課：佐々木・阿部
るすつ銀河の杜 0136-46-2822 生活相談課：石田・竹内